

介護職員・保険代理店・弁護士など
介護事故に関わるみなさまへ

オンライン開催
参加自由・無料

11月24日開催

みんなで検討！



介護事故事例検討会のご案内

安全な介護では、毎月事故事例検討会を開催しています。主に特養や老健などの施設の介護事故事例を、みんなで検証したいと思います。介護職員や損害保険代理店や弁護士など、どなたでも参加は自由です(無料)。参加者に発言を求めることはありませんので、「事故カンファレンスの参考に聞いてみたい」という方もお気軽にご参加ください。

■ 事故事例検討会の進め方

事故事例を読み上げてご紹介し、下記の5つの視点で問題の有無について検討します。まず、過失の有無については弁護士の方にコメントをいただきます。次に2~4については、参加者にみなさまで10分ほどご討議いただき、ご意見をお願いします。5については、損害保険代理店のみなさまにご意見を伺います。それぞれ課題の終わりに山田からコメントをさせていただきます。最後に参加者にみなさまから、ご質問を受け付けます。

次の5つの視点で事故を検証します。

1. 事故の過失の有無→防ぐべき事故だったのか？
2. 事故発生時の対処→マニュアル通り適切な対処ができたか？
3. 事故の原因分析→原因分析をしたか？それは適切だったか？
4. 再発防止策の検討→再発防止策を検討したか？それは適切だったか？
5. 事故後の家族対応→事故状況の説明など家族対応は適切だったか？

■ 開催要領

主催:株式会社安全な介護 協力:あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

日時:2022年11月24日(木) 13:30~15:00

参加資格:リスクマネジメントに興味のある人はどなたでも参加できます

申し込み方法:下記のURLからお申し込み下さい。締め切り後に参加招待状をお送りします。<https://bit.ly/3L2I2Jn>

オンライン方式:ZOOMを使用します

締め切り:11月17日

【お問い合わせ先】

株式会社安全な介護 担当:山田
豊島区西池袋5丁目26-15 久保田ビル2F
TEL:03-5995-2275 FAX:03-5986-1776
mail : info@anzen-kaigo.com

11月の事故事例

ショートの新規利用で洗剤を異食して重症、家族から情報無し

●利用者の状況

○利用者の状況:女性 78歳 要介護3

■既往歴:うつ病、アルツハイマー病、麻痺性腸閉塞(H23・12・3～24入院)

■ADL:歩行・自立 食事・自立 排泄・便失禁、尿失禁あり

■認知症重度

■服薬:ワゴスチグミン散、パントシン散、アジャストAコーワ、マルファ配合内服液、ジアゼパム錠、リスパダール錠 ラキソベロン

●事故発生状況及び発生時の対応状況

Xさん(女性78歳)は、身体には障害はありませんが、認知症が重い利用者です。居宅では息子さん夫婦と同居しており、ケアマネジャーの勧めで初めて老健のショートステイを利用することになりました。入所予定日の2日前に相談員が居宅へやってきて、Xさんの心身の状態や介助方法などについて確認をしました。この時、面談した相談員は「お母様は認知症があってこちらの言うことは理解できませんね」とだけ質問し、息子さんも「はいそうです」と答えました。

ところが、入所の初日にXさんは脱衣室のキャビネットを開き、カビ取り洗剤の詰め替え用のボトルを開け、中身を飲んでしまいました。口腔内に刺激があったためか、すぐにボトルを放して大きな声を出したため、介護職員が看護師を呼びました。看護師はすぐに病院への救急搬送を指示、搬送先の病院では口腔内・咽喉頭・食道・胃を内視鏡で検査し、喉頭蓋の組織壊死から窒息の危険があると判断し気管挿管を行いました。口腔から胃壁まで消化器官壁の損傷が激しく長期の入院となりました。

病院に駆けつけて来た息子さんに対して、老健の事務長が事故についての説明をした際「お母様に異食癖があるとはお聞きしていなかったもので、注意していませんでした。事前にお聞きしていれば防げたのですが」と言いました。すると息子さんは「認知症で言葉が理解できないか？と聞かれたから、そうだ、と答えたが、他には何も聞かれなかったじゃないか」と抗議しました。その後も老健では、過失はないものと判断し補償などの積極的な対応は一切しなかったため、息子さんは市に苦情申立を行いました。

事故事例検討用紙

●過失の有無 [防ぐべき事故だったか？]

●事故発生時の対処 [事故対応は適切だったか？]

●原因分析 [原因分析をしたか？それは適切だったか？]

●再発防止策検討 [再発防止策を検討したか？それは適切だったか？]

●事故後の家族への対応 [事故状況の説明など家族対応は適切だったか？]